

ひとみ

発行
相生市教育委員会
(人権教育推進室)
電話 23-7145
令和2年8月号
(第46号)

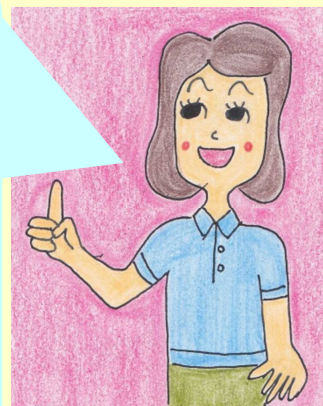
8月は「人権文化をすすめる 県民運動」推進強調月間です！！

人権が尊重されたまちづくりについて

兵庫県では、日常生活の中で、人権尊重を自然に態度として表すことが文化として定着している社会をめざしています。これは、意識しなくても人権を尊重することが自然な形で現れるようになった状態をめざすものです。

例えば、混みあった電車やバスでお年寄りや身体に障がいのある人などに声をかけ、席を譲ったり、雨の日に車で走行中に歩行者を見かけたとき、車のスピードを落とし水がかからないようにしたりする行為です。

人権の尊重が文化として定着した社会は、誰もが個人として尊重され、自分の能力を発揮し、いきいきと輝いている社会です。このようなまちの実現に向けて、以下のような意識を高め、人権感覚を磨くことが大切だと言われています。



■自分を受け入れる

長所も短所も含めてまるごとの自分を受け入れ、自分の価値を認め、自分の存在を肯定することです。

■相手を思う想像力を育む

日常生活の中で、知らず知らずのうちに相手を傷つけてしまわないように、相手の立場、事情、背景に思いをはせることです。

■支え合う心をもつ

人は支え合って生きています。常に自分と相手の人権を守ることを意識することです。

■感性を育む

自分の人権を主張することで、他の人の人権を侵害する場合があります。誰かの人権が侵害されたときに気づくことのできる感性をもつことです。

■つながる命を感じる

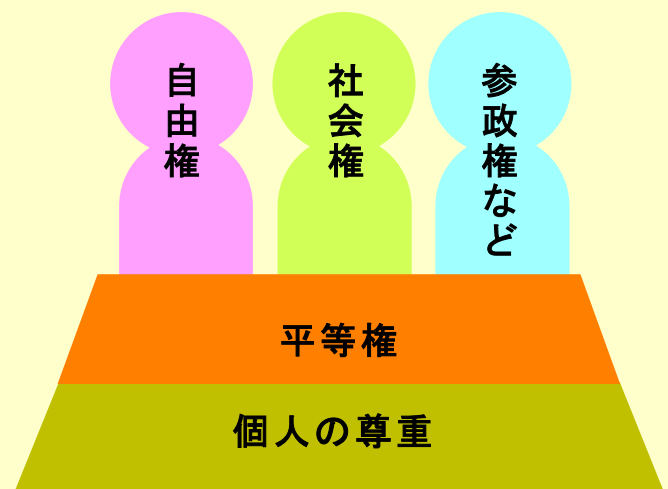
私たちの命は祖先から受け継がれてきたものであり、次の世代に受け継いでいかなければなりません。そのかけがえのない命の尊さを感じることです。

基本的人権の尊重について

一人一人が生まれながらにもっている権利のことです。憲法では、個人として尊重されることが定められています。
「小学6年社会科教科書」

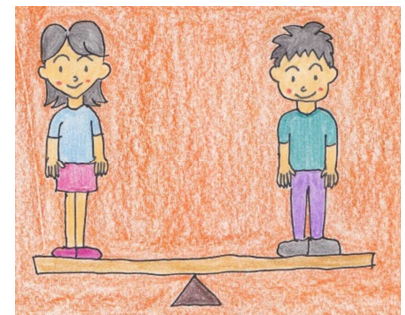
基本的人権という言葉は、「人の権利」すなわち「人であれば、無条件にもっている権利」のことをさします。何よりも一人一人をかけがえのない個人として大切にして、人がその人らしく生きていく（個人の尊重）ために必要な権利や自由のことです。
「中学社会科教科書公民分野」

上記は、小・中学校の社会科教科書の中で、「基本的人権」についての記載を抜粋したものです。日本国憲法の三大原則の1つである「基本的人権の尊重」は、日本国憲法の中で包括的な規定とさまざまな人権の個別的・具体的な保障規定が明文化されています。右の図は、基本的人権のとらえ方について表したものになりますが、日常生活の中で、権利の構造やどのような権利が保障されているのか意識する機会は少ないかもしれません。日本国憲法の中の人権の保障について紹介します。



平等権（等しく生きる権利）

法の下に平等な扱いを受ける権利です。人種（民族を含む）、信条、性別、社会的身分（生まれによって決定される人の地位）などを理由に差別されないと定められています。

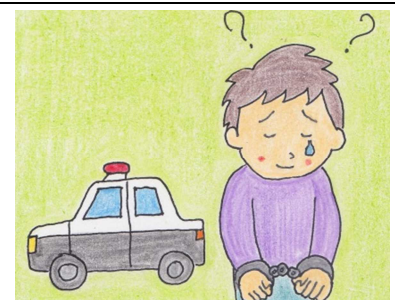


自由権（自由に生きる権利）

日常生活に権力が干渉しないように求める権利であり、権力の抑圧から解放される権利です。日本国憲法では自由権を3つの角度から保障しています。

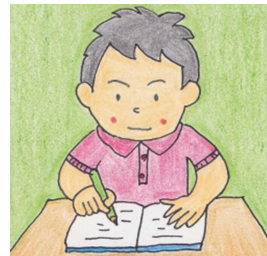
①身体的自由

- ・ 奴隷のような扱い、強制労働の禁止
- ・ 法の手続きなしの拘束、刑罰の禁止
- ・ 権力者の一方的な考えの逮捕、抑留等の禁止
- ・ 拷問、残虐の刑罰の禁止



②精神の自由

- 思想、良心の自由
- 信教の自由
- 集会、結社、表現の自由
- 学問の自由



③経済活動の自由

- 居住、移転及び職業選択の自由
- 財産活動の自由



社会権(人間らしい生活を営む権利)

全ての人が人間らしい豊かな生活を送ることができるように、国民が国家に対して保障を要求する権利です。日本国憲法は、生存権、教育を受ける権利、労働の権利の3つの社会権を保障しています。

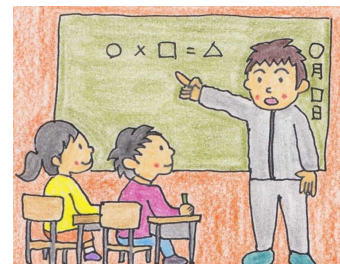
①生存権

全ての人が人間らしい生活を送る権利です。この規定に基づいて、社会保障、社会福祉が進められています。



②教育を受ける権利

さまざまな知識、技術、能力を身につけるために、誰もが学校に行き教育を受けられる権利です。



③勤労の権利

全ての人が働く機会を得られる権利です。労働者は弱い立場にあり、日本国憲法は、労働基本権(団結権、団体交渉権、団体行動権)を認めています。



参政権

国民が主権者として、政治に参加する権利です。参政権には、国民の代表を選ぶ権利(選挙権)、代表に立候補する権利(被選挙権)などがあり、自分たちの要求を国や地方公共団体の機関に訴える権利(請願権)も認められています。



請求権(法による保護を求める権利)

誰もが自分の権利を侵害されたときに、損害の回復が保障される権利です。裁判所に訴え公正な裁判によって救済を受けることができる権利(裁判権)、国や地方公共団体に対して、損害賠償を求める権利(国家賠償請求権)などがあります。



新しい人権について

過去、自由権が確立した後に社会権という人権が生まれたように、情報化などの社会の変化に伴って、新しい人権が主張されるようになってきました。

知る権利

国民が政治について正しい判断をするために、国や地方公共団体の活動などを知る権利です。知る権利に基づいて、作られたのが情報公開制度です。



プライバシーの権利

私たちの私生活が他人から干渉されない権利です。私生活を暴露するような記事などによって、プライバシーが侵害されることを防ぎます。



自己決定権

個人の生き方や生活スタイルについて、私たちが自分の考えに従って決定する自由を保障する権利です。



(公財)兵庫県人権啓発協会「人権文化をすすめるために」参照

人権とは、全ての人が生まれながらに持っている侵すことのできない権利です。そして、全ての人が平等な存在として生きることと自由であることを守られ、幸せな生活を送るために欠かすことができない大切なものです。また、分け隔てなく全ての人に保障されなければならないものです。

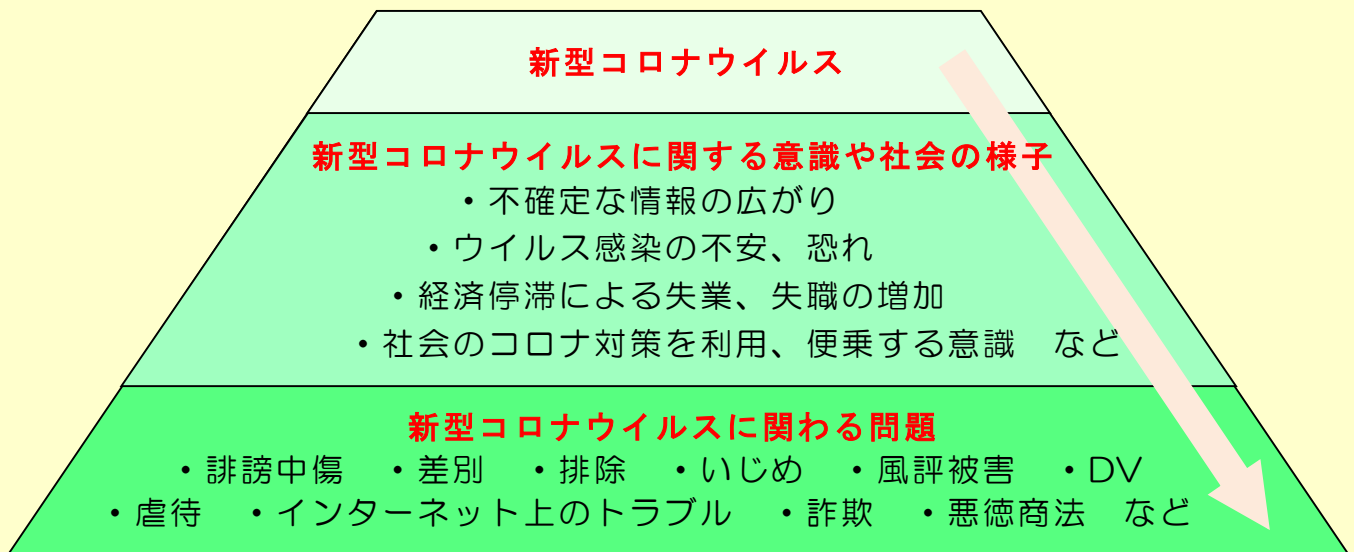
さらに、日本国憲法第97条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」、同12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」とあります。

つまり、人権はもともと存在し、認められているものではなく、私たちの先人たちが長い歴史の流れの中で手に入れてきたものです。だからこそ、今の世代を含め次の世代に引き継ぐために、人権の保障について意識し、行動していくことが求められています。

人権トピックス 「新型コロナウイルスと人権」

緊急事態宣言は解除されましたが、国内において依然新たな感染者が報告されており、新型コロナウイルス感染拡大に対して予断を許さない状況があります。そのような中、新型コロナウイルスの感染拡大やそれに伴う社会情勢の変化などが要因となった人権問題がテレビや新聞で報じられています。これは、精神的に追い込まれたり、過度のストレスを受けたりすることによって、周りの人たちとの関係に悪影響が生じてしまったからとも言われています。厚生労働省から新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が公表されたように、新型コロナウイルスに伴う新たな対応を求められています。新型コロナウイルスと人権問題のつながりから、私たち一人一人にできることを考えてみませんか。

新型コロナウイルス感染拡大と人権問題のつながりについて



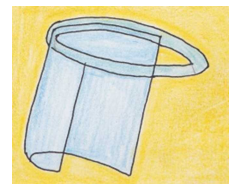
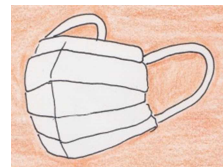
日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」参照

新型コロナウイルスに関わる全ての人を大切にした行動の広がり

新型コロナウイルスに関する人権問題が報じられる中、相手の立場や思いに寄り添った思いやりの心にあふれる行動が各地に広がっています。相生市においても個人、団体、企業からのマスクや消毒液の寄付、感染リスクがある中市民のために働く人々への感謝の手紙などの行動が見られます。国内における広がりの一例を紹介します。

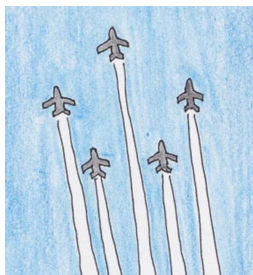
感染拡大防止に向けて、医療機関、介護施設、教育保育施設などに対する支援物資の提供

- 個人による寄付や寄贈が各地で行われる。
- 高校生が、学んだ専門性を活かして、フェイスシールドを作成し、医師会に贈る。
- 小中学生など多くの方がマスクを手作りし、市や施設に贈る。
- 企業がマスク、消毒液、防護服などを市、医療機関、保育施設等に贈る。など



医療従事者、スーパーや物流関係者、公共交通機関関係者など私たちの生活を支えてくれている方に対する感謝の気持ちを表そうとする取組

- 新型コロナウイルス感染症に対応している医療従事者などに対する敬意と感謝を示すためにブルーインパルスが飛行が行われる。
- 医療従事者などに感謝を示すため施設などのライトアップが行われる。
- 勤務する保育士が新型コロナウイルスに感染し、保育園は休園措置となり、その後、再会の日の朝に保育園の玄関に、励ましのメッセージが書かれた応援旗が掛けられる。など



感染者やその家族が、治療中・治療後に地域で笑顔で暮らし続けることができるような環境づくりに向けての取組

○ 「シトラスリボン運動」

松山大学の教員らが立ち上げた市民グループによる取組です。誰もが感染のリスクがゼロでない状況だからこそ、誰もが少しでものびやかに暮らすことができるようなまちの在り方を考え、たとえウイルスに感染してしまったとしても、地域で笑顔で暮らすことができるように、誰もを受け止める空気づくり、「ただいま」「おかえり」を言い合える優しい地域づくりを進めるものです。愛媛県を中心に、企業や学校などに賛同の輪が広がっています。

このリボンは、愛媛県の柑橘をイメージしたシトラスカラー（黄緑色）で、地域・家庭・職場や学校の3つの場所を輪で結ぶデザインとなっています。

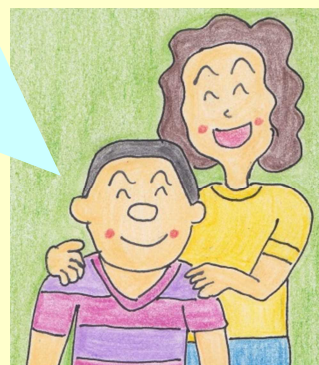


新型コロナウイルスや関連する問題に向き合うためのよりよい意識

- 正しい情報の入手に心がける。
- 自分流のストレス発散に心がける。
- 差別的な言動に同調しない。
- 相手の立場や事情を理解し配慮する。
- 思いやりの心で接する。
- 家族や地域で協力し助け合う。など

新型コロナウイルスに関する人権問題を考えると、自分本位な考え方、無責任な言動などに起因するものがあり、自分の心の持ちよう、他者との関わり方などに注意することによって防げるものがあります。

私たち一人一人が他人任せにするのではなく、無理がない範囲で、できることに取り組むことで、傷つく人を減らすことができるのではないのでしょうか。誰もがいきいきと暮らせるまちを、私たちの取組によって守っていききたいですね。



「家庭対話ウィーク」を進めています

相生市では、家族の思いや願いをお互いに伝え合う機会として、「家庭対話ウィーク」を進めています。親子関係の希薄化や家庭内のトラブルが新聞やテレビのニュースで報じられています。また、スマートフォンなどの普及により、保護者の方が我が子の友人関係などを理解しにくい状況も進んでいます。温かい家族関係のもとで、親子の絆を深め、子どもたちの自己実現に向けて、ご家庭での話し合いをもつことが大切と考えます。

8月 8日（土）～ 8月14日（金） 夏休み開始日から1週間
12月 4日（金）～12月10日（木） 人権週間

「家庭や地域で幼いころからものごとの善悪や決まりごとの大切さを教えることが重要だ」

0.5%



■ 強くそう思う ■ そう思う ■ どちらともいえない ■ そうは思わない ■ 全く思わない ■ 無回答

平成31年3月兵庫県「県民の意識調査」参照



新型コロナウイルス感染防止に向けた在宅勤務や学校の休業、外出自粛の要請によって、家庭で過ごす時間が増えたと言われています。そのことが要因となった問題も報じられていますが、「子どもが大きくなり、話をする機会が減ってきていたが、自宅にいる時間が増えたことで、また話をするようになってきた。」「せっかく家族でいる時間が増えたのだから、その時間を有効に使おうと思う。」などといった家族の関係を見つめ直す話も聞かれます。家庭対話ウィークが機会になって、家族の絆がさらに深まるといいですね。

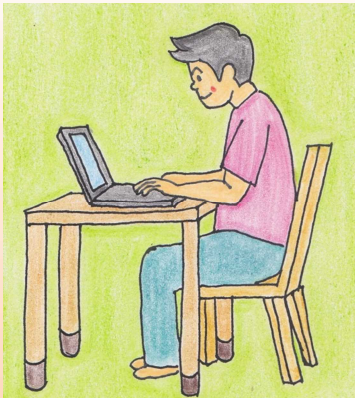


「まちかどじんけん特派員」からのお願い

「在宅ワークのおかげ」

新型コロナウイルスの影響で、私が初めて「在宅ワーク」を行った日のことです。学校が休みで子どもたちは時間を持て余しており、「一緒に遊ぼう。」と声をかけてきました。家にいても勤務時間内は遊べないことを伝えられ、最初は言い訳と思っていた子どもたちでしたが、会議の資料を作る姿を見たり、私の周りで騒ぐのを妻に怒られたりしたことで、いつもの休日ではないと分かったようでした。その後、無事に在宅ワークが終わりましたが、子ども達はいっこうに誘いにくる気配がありません。「仕事終わったから、もう遊べるぞ。」と声を掛けると、「今日は、いいわ。」と息子から愛想のない返事が返ってきました。こんなものかと思っていたら、「お父さん、仕事大変なんやな。しんどかったやろ。休憩してええで。」と、まさかの慰労の言葉がとんできました。これまで仕事を家庭に持ち帰っても子どもたちが寝た後にしていましたし、休日出勤をして子どもたちに恨み言を言われることはあっても、仕事に関してねぎらいの言葉は、父の日以外にあまり言われたことがなかったので、その日の疲れが吹っ飛んだように感じました。

後で妻から聞いたのですが、「お父さん毎日あんなに仕事してるん？僕なら、



絶対無理やわ。」と息子なりに私の仕事ぶりを見ていたようでした。在宅ワークは、通常勤務に比べたら不便なこともあり、わずらわしく感じていましたが、今回、結果的に子どもたちが知らない私の一面を見せることができたことは、家族にとって良かったと思っています。また、新しい環境もプラスにできるかどうかは、状況をどう活かすかによって違ってくるところを感じる機会にできたことも良かったと思います。

【一部抜粋】

市内在住 30代男性より

「のじぎく文芸賞」作品募集中

～あなたの思いを作品に書いてみませんか～

募集部門／詩、随想(手記・作文を含む)、小説、創作童話

応募条件／兵庫県内に在住、在勤、在学の方

応募作品／インターネット上を含む未発表・未投稿の自作作品に限ります。

※作品は、審査委員会で審査・選考されます。

詳細については兵庫県人権啓発協会HPをご覧ください。

応募方法／郵送に限ります。9月10日(木)締め切り

(当日消印有効)

〒650-0003 神戸市中央区山本通 4-22-15

県立のじぎく会館内(公財)兵庫県人権啓発協会「のじぎく文芸賞」係

☎078-242-5355

